

第2回よもぎたアシスト株式会社に関する調査特別委員会会議録

---

開 会 平成29年1月12日

閉 会 平成29年1月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

---

出席委員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席委員 なし

---

地方自治法第 条の規定により説明のため出席した参考人の氏名

久 慈 修 一 君  
清 水 信 幸 君  
小 田 桐 克 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 書 記	坂 本 ゆ かり 君

---

午前9時30分 開会

○委員長（久慈省悟君） それでは、本日の出席委員は7名で定足数に達しておりますので、これより、よもぎたアシスト株式会社に関する調査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。これより議事に入ります。本日は参考人から意見を求めることになっております。

参考人をご紹介します。よもぎたアシスト株式会社代表取締役社長、久慈修一さん。よもぎたアシスト株式会社専務取締役、清水信幸さん。小田桐克さんです。ご多忙のところご出席をいただいて大変ありがとうございました。

何とぞ、本委員会の調査目的をご理解たまわり、円滑に進行できますよう、格別のご協力のほどお願い申し上げます。

これより意見を発表していただくこととなりますが、発言はこちらから求めました範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから発言されるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときには、椅子におかけになってよろしゅうございますが、お答えの際は起立をお願いいたします。

委員の方でお尋ねすることがありますか。

○委員長（久慈省悟君） 1番小鹿重一さん。

○委員（小鹿重一君） おはようございます。では、社長にお伺いします。

平成28年12月21日の議員例月集會に社長から説明のあった、よもぎたアシスト株式会社の経営状況報告の中に「経営上の課題として、事業の性質からすれば本来農協がこの事業を実施することが望ましいものと思われるが、農協では対応できないとしている。村が事業を進めるとなれば職員派遣する方法もあるが、こうした事業遂行能力を有する職員は見当たらない。現在の事業実施状況では当該社員分を村が負担(補助)し、事業を継続するのが妥当だと考えている。」とありました。

農協は利益を追求してはならない団体ですが、損失を出しても良いとはなっておりません。行政、あるいはアシスト株式会社と農協が、どういうレベルの人が、どのような話をしたのかわかりませんが、農協が事業を受ければこのようなことにはならなかった、という恨み言に聞こえるわけです。農協では、いくら農業に関する事業であっても、ある程度の採算が見込める事業でないと取り組みません。理事会が通りません。この辺の考え方についてももう少し詳しく説明してください。お願いします。

○委員長（久慈省悟君） 社長、久慈修一さん。

○参考人（久慈修一君） 昨年の12月21日、経営状況についてご説明申し上げたときに、農協がやれば、ということで私そういう発言をしたかもしれませんが、でも、事業としてはやはりトマトを生産、販売するという一連の流れの中でそのシステムを持っているのが農協だ、という考え方を私は持っています。

本来であれば、そこが担当しながら、トマトの生産、販売を手がけてくだされば、スムーズな特産品づくりが出来るだろうということなのですが、実は平成26年の12月20日になります。さかのぼること2年くらいになるんですが、このときにベビーベビーがテレビ放映されて非常に反響が大きいというので、そのときに私と役場産業振興課、役場企画課、JA青森蓬田支店、よもぎたアシスト、ここにおられます新規就農者ということで小田桐さんが入って話し合いを進めました。

事業の取り組みにあたって、1つはこの事業というのは果たして地域活性化に役立つものかという話から始まって、評価は非常にいいわけですが、では誰がどうやってやるかといった話になったときに、農協は取り組みはできませんということなんです。生産指導はできるけども販売ということになると利益の確保の問題があって、これは確保できません、農協はタッチしませんということの結論を得ました。農協に対する恨み言というのではなくて、私はこの事業をいわゆる商売として成り立つものであれば、どうかして村の活性化のためにこの事業を進めたいという形で、結論から申し上げれば、アシストがやるのが妥当だろうということになりました。

ところが、それを進めるいわゆる農協と同じような立場で生産から価格設定、流通問題、そして販売まで手がけるというそういうノウハウを持った職員が役場職員の中にはいないということで、ですので派遣するというのは難しい。かといってまた別な人を雇うといって周りを見回してもそういう職員がいなかったと。そのときに小田桐さんが、私は事務経験もあるということから、計画を作ってプレゼンしてもらえませんかということで翌年27年1月にその資料を出していただいた、それがスタートです。けして、農協が悪いとかそういった意味合いで私は話をしたつもりはありませんので誤解のないようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 1番小鹿重一さん。

○委員（小鹿重一君） 今、説明をいただきましたけど、ペーパーに書いてあるのは感情が出来てきませんので、この前、社長自らがおっしゃったときにはなんとなくそのようなニュアンスに私聞こえましたので、あえて私も農協の職員でしたので、少し誤解があ

れば困るなと思いましたので聞かせていただきました。

それからもう1点、社長にお伺いします。社長は以前から、アグリビジネス事業部門についての方向性については2月ないし3月までには決めないといけないと発言をしてきました。前段でも申し上げましたように、村の補助金により事業継続するのが妥当だと考えているとありますけども、800万円の借入れ金を返済しては借入れするというを既に3回繰り返しています。これは、資金繰りに行き詰まっているからです。このような状態でもアグリビジネス事業を継続していく考えなのかお伺いします。

○委員長（久慈省悟君） 社長。

○参考人（久慈修一君） まず、方向性は2月3月までということで2年間やると、経営分析なり、なぜそうなったかということ进行分析できるということで、その中でやり方はあるのかなのかということをもう1回見直しする必要がある。この事業たとえ第3セクターといえども結局は利益を確保しなければ事業継続はできないわけで、そういう形の中でこの事業を進めることが可能かどうか、これは会社の判断の問題であります。

もう1つの立場、私は村長という立場でもございますので、地域の特産品づくり、あるいは地域の活性化のために起爆剤として何を使うかというので検討を重ねて地方創生という形の中でこのミニトマトの事業を取り入れたという経緯があります。

立場としては2つの立場で物事を考えているわけですけども、これはまだはっきりさせていないことでもございますけども、1つは、農業高齢者の所得確保の問題、農業振興全体、新規就農者のトマトに関する生産の問題、もう1つは障がい者とか社会的弱者が生産にかかわっていただいて、いくらかでも自分たちが働く意欲を持っていただきたいという考え方、もう1つは、インバウンドといういわゆるグローバルな社会ということで世界的な規模で旅行者があるわけですけども、その受け皿として観光農園としての整備のあり方、こういったものを事業展開したいというのが私の全体としての考え方なんですけども、ただ基本的に会社の経営が成り立たないところにそういうのを突っ込んでしまってもこれは非常に複雑な問題になるだろうということで、とりあえずはトマト事業の安定ということを基本に私は掲げているわけです。2年間という事業実績を分析しなければいけない、もちろんこれは担当の者にも分析してなぜこういうふうになったかということをもっと詳しく根本的な原因を探らなければいけないということで指示はしておりますけども、なかなかうまくいっていない部分がありまして、結論は出ていない状況であります。ただ、1月中には必ず結論を出さなければいけないということで指示

をしているところであります。

私としては、地域の活性化のための1つの方策、政策として、これはアシストの政策ではありません、村としての政策としてその部分を成功させないと次のステップに動けないという問題がございますので、例えば観光農園1つするにしても、利益をどうやって確保するかとかいろんな問題が出てきます。その前段で資金繰り、赤字が重なってしまったことによって800万の短期借入を3回行っているということであれば、私の考え方です、これはまだ皆さんにお話したことではありません、村の事業としてスタートしたという村の責任ということも考えればこの赤字も補填せざるを得ないものだろうというふうに私は考えています。これは誰にもまだ話したことありません。でも、その時期が来れば、ということは1月で、そういう事業展開、今までやった原因、なぜこうなったかという原因とかあるいは決算の見込みが出た時点で皆さんにそれをお話しながら解決策を探る、探るといふか皆さんに協議したいというふうな形になると私は考えています。現時点で、1月の今の時点で継続するとかしないとかという結論はまだ出しておりません。気持ちとしては前向きに考えておりますけども。という考え方です。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 1番小鹿重一さん。

○委員（小鹿重一君） わかりました。事業の考え方なり、構想というのはこれ自体に私は反対するわけでありませんが、それはそれでよろしいと思いますけども、ただ、今、社長は800万については行政の仕事として取り組んだ、ですから行政で補填すべきだというような話をされましたけども、議会に対しては800万の借入のときには何ら相談しなくてもいいし、教える必要もないんだということで社長個人で借りているはずで。そういうこと、今、行政のほうに補填するというような転換の話をされても、我々は納得できがたい部分がございます。今、1月中にはという話もありましたし、3月の定例会になれば予算編成があってその審議をするわけですので、その関係もございまして早く決断し、どういう方向で社長は進めていこうとするのか、お知らせしていただくことを要望して終わります。

○委員長（久慈省悟君） 1番小鹿重一さん、ご苦労さまです。

他、委員の方から。7番木村修さん。

○委員（木村修君） 先般、帳簿の調査、疑問点の回答を求めたわけでありまして、43項目の中で調査中という回答が13項目ありました。そして、記載漏れや釣り銭の間違

いなど多種多様な間違いというか、ミス、そういうものが8項目ありました。非常に多いように私感じたわけでありませうけども。

ずっと帳簿の調査に私立ち会ったわけですが、非常に事務の整理が乱雑で我々見るのに大変な期間を要したわけでありませうけども、その点、管理者である社長はどのように感じているのか伺います。

○委員長（久慈省悟君） 社長。

○参考人（久慈修一君） 確かにもう私が社長となって、平成25年の12月ぐらいですか、来た時点で書類監査に私が入りました。その時点で受けた印象は、アグリと別の今までの管理の話ですが、これではとてもでないけれども無理だと。要するに月毎の残高試算表もやれない、資金繰りも1ヵ月ぐらいしかできないというのでこれでは今の状況でいくのは無理だろうというので、まず事務的な流れの話をするれば、一般的には出金伝票、入金伝票、振替伝票をやりながら、各勘定科目という台帳に記載していきながら管理をするというのが一般的な事務の流れなんです。それがだいぶ欠けている。要するに日計表、その日の出し入れをその日のうちに付けているかどうかまでは私も確認できませんでしたが、そういった事務の一連の流れの中でそれらが欠けていたというので、坂本豊委員だったと思いますが、バイパスに新しい店を作ってこういうふうなことをしたらどうか、と議会の中で提案を受けたときに、いや無理だと。いろんな条件からいくと今それをやっても非常に難しいという話をしたことがあります。その背景にはそういった事務処理の問題がありました。

それを解決しようとして法人会計ソフトというものを入れようということは常々考えてきたんですけれども、ソフトを入れる、打ち込みをかけることによって残高試算表なり、資金繰り表なり、すぐ翌月に出来てくるというシステムを作ることが、立ち上げることがまず必要だということで指導はしてきました。でも、私自身が非常勤の立場でございませうので、これではだめだから、あれをやりなさい、これをやりなさいと言ったとしてもわかりましたと言いながらも、なかなか進んでこなかった。これが実情であります。だからといって私が直接手をかけるというのは時間的な問題もあって非常に難しいということがその背景にあります。今回は27年度に法人会計ソフトを入れて試しで動かしたわけですがその間やはり手作業でやられた、事務がとられたと。日計表なり、現金出納帳なりを見てこの質問書が出てきたわけですが、その時点でも、やはり伝票とか事務の一連のフロー、流れが明確にされていなかったというのが、そこ

が原因であろうと私は思っています。

現在、伝票ですべて処理をするようにということで、平成28年の4月からですか、すべて伝票処理をさせているということでございます。領収書等のつづりの型の問題も非常にずさんだと言われれば、私自身、見てもずさんですので、なんとかそれを一括でまとめるようにということにしています。でもそこには税理士さん、米田税理士、名前を出して大変失礼なんですけど、米田税理士さんも介入しておりますので、そちらとも連携を図るということが必要でございまして、現在、米田さんと連携を取りながら、この事務をなんとか正常に、という言葉はよろしくないんですけども、社会一般の通常のそういった事務の流れに戻したいということで今頑張っているところでございます。自分としてはそういう感覚を持ってとりあえず直していきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（久慈省悟君） 7番木村修さん。

○委員（木村修君） いずれにしても、記帳された帳簿に間違いがあるということはだめなわけでありませう。しかし、私もこうして見ますと、蓬田村のふれあいセンターでは週3回高齢者教室、それから障がい者教室、そういう事業をしています。私のうちでも高齢者がいますのでよく参加させていただいております。

状況をみますと、専務が高齢者に対して買い物などいろいろなことを手伝っております。そういう光景をみますと、専務がいろいろな管理を、1人で伝票をおこして、そして買い出し等にも走っていて非常に忙しくて事務の整理にも作業の多さが影響をしているのかなというふうに私は感じます。そしてまた、事務員が少ないので事務の伝票等が遅れる、あるいは忘れてたり、そういうことが起こるのではないかなとそういうふうにも感じるわけでありませうけれども、専務は、その点について自分でどのように考えているのかお伺ひします。

○委員長（久慈省悟君） アシスト株式会社専務。

○参考人（清水信幸君） お答えします。木村議員おっしゃるとおり、そういう現状ではございます。私が来てから4年くらい経ちます。前の事務員の方は、事務能力のほうに多少長けておりました。そのあと、入った現在の職員ですけれどもちょっと劣る面が見えてきて、今までどおりの事務の仕事が出来てないというのが現状で、私がフォローに回る面があります。その影響もありまして、私自身の業務内容も本来違うんでしょけれどもやらざるを得ないという状況にありましたことは事実です。でもこれは理由にはなり

ませんので、なんとか改善の方向に持っていきたいと思っております。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 7番木村修さん。

○委員（木村修君） 状況が大変かもわかりませんが、しかし帳簿は間違っただけなわけですので、今後気合いを入れてやっていただきたいというふうに思います。そして、先般質問した中で調査中という項目が質問事項に番号をふって回答書にも番号をふって、私見ているわけですが、調査中という項目13項目あるわけですが、その後、調査してわかったこと等ありましたら報告願いたいと思いますけれどもよろしいですか。

○委員長（久慈省悟君） アシスト株式会社社長。

○参考人（久慈修一君） 控えの文書を持ってこなかったのが、月日までちょっと確認できませんけども、12月20日くらいに13項目にわたって内容をつけて説明回答を委員長宛てに回答しております。議会終了後、早急にやるようにということで指示をしまして、私、文書持ってこないで20日くらいだと思っております、回答しています。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（久慈省悟君） 他の委員の方からは。5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 日本共産党の坂本豊です。6月議会中にアシスト株式会社の調査特別委員会を立ち上げ、第1回目8月24日に行って、今日が2回目ということで半年を経過しました。村民の皆さんには、なぜこれほど時間がかかっているのかというお叱りの声がたくさんあったわけですが、その理由としては帳簿をひとつひとつ全て会計ソフトに入力していたためです。286ページの帳簿、22行あります。6,292行を入力するのに時間がかかってしまって村民の皆さんには大変ご迷惑をかけたと思います。

なぜ帳簿に全部入力する必要があったのかという理由ですが、アシスト株式会社は4月30日までに決算書を出すことに協定書でなっています。私たち議会にももちろん決算書が届くことになっているわけですが、それをみますと、決算書ですので数字がずらっと並んで入浴料がいくら、管理委託料がいくら、とか仕入れがいくらとかあるわけですが、私たちとしては信用するしかないわけですね。ですから、決算書だけを見ての質問、今回の赤字の原因を追求をするっていうのはちょっと無理なのではないかということで、今回この機会に全て調査するということが多大な労力がかかることはわかっておりましたが、実践したわけです。

傍聴人の皆さんもたくさんおられます。このアシストの今回のアグリ事業に関して私が昨年の1月に出したチラシがありますが、これは今、参考人として来ていただいております。



ます小田桐さんからいただいた資料を基に私が作ったものです。この概要を皆さんに説明します。

地方創生事業が村の補助金として600万円、雇用拡大プロセス事業農・商・工・連携コーディネーター育成事業というのがありまして新規就農者人件費2人分で347万円、合計としては545万円の予算になっているわけです。農・商・工・連携コーディネーター育成事業の中でも314万円、もう1つが加工品ファンド事業というのがありまして、これが助成金が191万円、自己資金が95万円、合計286万円の事業があります。これらの事業をアグリビジネス事業が行っていたわけです。これほどの補助金があるにもかかわらず、約1,000万近い赤字を出してしまったわけです。なぜ1,000万かといいますと、おととしの12月25日に村から180万円、補助金として出しております。それを合わせると約980万円、約1,000万円近いということがあげられるわけです。

そこで今回、私が帳簿をみたところで疑問に思ったことを質問させていただきたいのですが、たくさんあるわけですが、まずおかしいなと思ったことがあります。平成27年の10月29日、役員会議を開いております。上半期の決算書が提出されました。その決算書の中身を見ますと、温泉の管理委託料があるわけですが、4月から9月まで1か月131万7,000円、5月も131万1,000円、だいたい131万2,000円というふうになっているので、私が帳簿を調べてみたところ、管理委託料は毎月141万6,000円くらいになっています。正確に言いますと、4月が141万6,667円、どうしてこのように10万円ほど差があるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（久慈省悟君） 社長。

○参考人（久慈修一君） 私もこれについては疑問を持ちまして、質問をして確認をしたところであります。本来、管理委託料は4月と9月の2回に分けて村から交付されています。交付されたものがなぜ毎月、月毎に分けられているのかということも私も聞きました。聞いたところは、ここにおられる小田桐さんとも議論になったところなんですけれども、毎月に振替をして毎月の損益計算をするために按分してそれを配分しているということなんです。どういう按分方法をしたか、私はそこまでは聞いていません。でも、例えば1,700万円を130万、140万に割り振りしてやっている。なぜそうしてやっているのか、最初に800万、900万が入ってるのであれば、前受金としてきちんと受けて、その分を残すようにして会社経理するのが通常でないのかという話をしましたら、それだと決算そのものが月毎のものが出ないという理由で毎月に按分して残しておいて、それで

会計処理をしているということなんです。私もそれが正しいのかどうかはわかりませんが、ただお金がそこに残っている限りはそういう按分でもやむを得ないだろう、これは米田税理士さんが指導したということで、私は説明を受けています。ですので按分の方法によって多少の差が出るかもしれませんが、毎月に割り振りしてやっているということだけは理解していただきたいと思います。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時09分 再開

○委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 私が聞いたのは、社長が答弁したものと違って、なぜ10万円近い差があるのかお聞きしたいわけです。決算書では毎月の前受金を131万円を計上していますが、帳簿上では141万円計上しているわけです。その差はどこからくるのかということをお聞きしたいわけです。

○委員長（久慈省悟君） アシスト社長。

○参考人（久慈修一君） 今、10万円近く差があるということは、月毎に全部差があるということなのかちょっと私理解できないんですけど。

（「毎月」の声あり）

毎月10万円の差が出ると。前期の分を4月から9月まで按分して充当する。後期の分は800万を毎月の分に委託料として按分しているということですので、その辺、毎月10万円の差があるというのはちょっと認識不足でございまして、毎月の試算表持ってきてみないので、必要であれば私も確認したいと思いますが。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 1,700万円の委託料ですよ。900万円と800万円、4月と9月に役場から入金していますけども、その800万とか900万とか関係ないですよ。1,700万を12か月で割り算して案分しますと141万6,600くらいという数字になるわけです。これが帳簿上は毎月前受金という形で温泉の収入に入っているわけです。これが帳簿上ではそういうふうになっているわけです。ところが決算書では131万しか入っていないので、この差というのはどこからきたのか、ということをお聞きしたいと言っているわけです。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務、どうぞ。

○参考人（清水信幸君） お答えします。決算書の場合は、税抜表示になっておるので多分その差額だと思います。1,700万は税込になっているのでそれを割れば、確かに坂本議員おっしゃるとおりだと思いますけども、決算書の場合は税抜表示になっているのでその差額だと私は思います。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時15分 再開

○委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 同じく10月29日の取締役会に提出された貸借対照表なんですけども、現金が285万円とあるわけですが、帳簿上は51万9,184円になっているわけですが、これ説明していただけますか。

○委員長（久慈省悟君） アシスト株式会社社長。

○参考人（久慈修一君） 取締役会の資料までまさか求められると思ってませんでしたので準備不足でございます。事前に質問事項出していただければ資料を取りそろえられたと思うんですが、ちょっとそこまで資料は持っておりませんので、現在のところは台帳等との突合が必要だと思いますので、即答は出来ない部分があります。そのときのものと突合しないと回答できないのかなと思いますので調査したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） ここに現金出納帳があるわけで、これはアシストからお借りした仕訳帳の中に入っているものなんですけども9月30日現在で、51万9,180円というふうになっているわけです。でも、決算書は285万円というふうになっているのは見ていただければわかると思いますけども、5万10万の間違いであれば現金出納帳には税込みも何もないと思うわけですが、あまりにも数字がかけ離れているのでちょっとどういう理由なのかなと疑問に思ったわけです。あとで調査をするということであればここで即答できない部分はいたしかたないと思います。

あとは、細かいことになってしまうわけです。先ほど木村委員が質問して調査中とい

う回答の中で、実は12月30日の温泉の販売金額が27万円の中であまりにも突出している  
ので調査をお願いしたところ回答が来まして、27万の中には温泉の入浴料金も含まれて  
いて実際の販売額は8万7,000円くらいしかないという回答が来たわけです。これは、  
回答した段階で帳簿というのは手直ししているのかどうかお聞きします。1月4日の入  
浴料金についても同じことで売店、店頭販売の16万円の中に入浴料金も含まれていると  
いう回答になっています。これも帳簿上、手直しをしているのかどうかお聞きします。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） 1回目の回答書で答えましたけども、直しておりません。次年  
度の決算のとき訂正しますと回答書につけてあると思いますんで。次年度で全部やりく  
りなりますのでよろしくお願いします。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） この回答書を見て、どうして販売金額の中に入浴料金が含まれてい  
たのか、その理由というのは何なんでしょう。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） 何回もご指摘受けていると思うんですけど経理のずさんさ、入  
金全部、一緒にひっくるめたということですね。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 協定書のことでお聞きします。村長、社長ですよ。協定書の中  
では、契約上ですので甲乙というふうになっているわけです。乙がアシストで甲が役場だ  
と思います。この中で4月の30日までにアシスト株式会社は役場に対して決算書を提出  
するようというふうにかかれているわけですが、担当の係の職員に聞きましても決算  
書が届いてないと。今お借りしてきたのは平成26年度の決算書はありますけども27年度  
は届いてないという報告でありますけども、それは事実なのでしょうか。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） 担当課、ちょっとわからないですけども会社の決算が決まるの  
が5月になるので協定書は4月になってますけども猶予をいただいて、それ以降、総務  
課のほうには届けております。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 延期してもらっているということですが、これは協定書にないとい  
うことですが今現在も届いてないという報告なのですが、それはどういうこととし

ょう。提出はしているのでしょうか。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務、どうぞ。

○参考人（清水信幸君） 総務課のほうには確かに提出しております。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 係の人と、聞いても話がかみ合わなくなるのでこの話はいいです。届いているか、いないかはもう一度確認してみます。

あと、この協定書の中を見ますと、1,700万円の管理委託料についてお聞きします。これは温泉の経営のために行っているわけです。専務は前の8月24日の1回目の調査の答弁の中で、物産館には管理委託料はもらっていませんという回答をしていますけども、決算書には約70万近い管理委託料が計上されています。これが疑問になるので1点お聞きします。

あと、帳簿上は先ほど言った141万8,000円、これは税込みの管理委託料ですが、よもぎ温泉という部門に計上されているわけです。つまり、よもぎ温泉の経営に関する人件費、水道、光熱費等に使用するために役場が1年に1,700万を補助金として出しているわけです。これを今回の社長が800万を借りた担保に使っているということが問題なわけです。これは協定違反だと私は認識をしているわけです。このことについては甲も乙も同じ久慈修一さんということになっているので話がややこしくなるわけですね。その辺答弁してください。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） 物産館の73万ですけども、私この間の説明、言葉足らずだったかもしれませんが、物産館というのは海水浴場一体全部入ってのあれなんですよ。物産館そのものにはいただいてない。トイレ管理費等で73万入っているということですのでご理解いただければ。それ一点ご報告しておきます。

○委員長（久慈省悟君） アシスト社長。

○参考人（久慈修一君） 800万担保にしたという形でございますので、その見方ということ言えば、そういう見方も出来ますし、会社全体の資金繰りの問題を言いますと800万を定期的に組んでそれを崩していく、それが正規なんだという考え方もできると思います。ただ、会社の経理上、そこに資金があればそれを運用しながら会社経営をするというのが一般的な会社経営のあり方だと思いますので、それを他の事業に使ったということで流用になったということではないと私は思っています。ただ、使ったものに対し

て、担保財源にして使ったということになれば、これも1つは赤字の補填のためであるということになれば私自身もそこは認めざるを得ないのかなというふうには思っています。その裏として、今、質問の中に出ましたけども私が個人保証をしたということでございまして、これは金融機関との約束事みたいなもので社長としての立場という形でこれは保証したということでありまして、村長としての立場ということではございませんのでそのところはご理解いただきたいと思います。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 今、清水専務がお答えしたんですけども平成27年4月1日から平成28年3月31日までのよもぎたアシスト株式会社の部門別損益計算書というのが届いていますけども、これを見ますと先ほど言った税抜きでありますけど、よもぎ温泉には1,588万円、これに1.08税率をかけますと約1,700万円になるということです。海水浴場・トイレ管理委託料が、これはアシストからみると受託収入という形で68万4,260円計上されていて、マルシェ海の情報館69万4,047円、野球場については税込みで120万が教育委員会から入っているわけです。アグリビジネス事業については、722万円。農・商・工連携には624万円計上されているわけです。これを見ますと海水浴場・トイレと海の情報館、両方合わせると140万円近いお金が物産館に管理収入として計上されているんでしょうか。先ほど専務は70万近いと言ったわけですが、倍近いお金が入っているわけですが説明をお願いしたいと思います。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） 海の情報館というのは、別枠で委託業務として4月後半から9月後半までの期間、アシストのほうに管理業務を委託するというので、指定管理とは別枠でいただいております。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 帳簿上には毎月12万5,000円、4月から計上されていますけども、そのほかにこれは未収金という形で入っています。12万5,000円が5ヵ月分、あとプラス5万円が入っています。そのほかに役場から69万いくら、2回入っています。これ全て合わせると140万円になるわけですが、これはこれでよろしいんでしょうか。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） トイレ維持費のほう税込みで73万9,000円かと記憶しております。玉松海の情報館のほう75万、その額のみ、合わせると140万近くなるかと思

ます。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 帳簿上はそのお金、未収金という形で計上されておりますよね。未収金ということは入っていないということでしょう、まだ。入っていないけれども経理上は収入として見ているというわけですが、その未収金に対する金額がどこにも見当たらない、実際入った形跡がないんです、帳簿上は。ですから私は経理上の間違いで未収金が前受金になっているのかなと思って、その前受金が役場の産業振興課から2回にわけて半額ずつ先ほど言った69万いくらをそれで払っているのかなと思ったわけですが、今の専務の答弁ですと140万もらっているということになるわけです。でも、どこまでいっても未収金のままでその未収金を打ち消すだけの実際の収入というのは通帳にも入っていません。入っているのは先ほど言った69万いくらが2回分しか収入としては入っていないんです。未収金のお金は入っていないですよ、預金通帳に。帳簿上間違いがあるのかなと思ってお聞きしたいと思ってたわけです。140万入ったのか、70万入ったのかは全然違うでしょう。でも、決算書では140万入ったことになってるわけでしょう。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） お金は入っています。最初に情報館のほうは70万、日付まではちょっとわかりませんが5月に70万、1回もらいまして、終わったあと10月に5万、情報館のほうはそういう仕組みになっていると思います。トイレのほうは前期、後期半分半分という形で。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん、この件に関してはよろしいですね。  
暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時40分 再開

○委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 協定書のことでもう1回お伺いしますと、役場とアシストの協定書の中で甲の基本協定等の解除という項目があって、17条にあります。これを見ますと、基本協定及び年度協定を解除することができるというふうにならなっています。この理由としては、乙、アシストですよね、乙の責めに帰する理由により基本協定または年度

協定に定める事項を履行しないときは、明らかに認められるとき、年度協定または関係法令等条項に違反しているとき、その違反状態が解消されないとき、乙が基本協定を履行する上で必要とされる資格の取消または停止を受けたとき、とかあってそういうときは解除をできるとあるわけです。つまり、役場はアシストと管理委託の件で契約をしているわけですが、1,700万円という温泉の管理委託料として職員の給料とか油代、電気代に使用されなければならないお金を借金の担保にしてそのまま銀行に返済をしているわけで、その分温泉の経営に穴を開けているわけです。どこからもお金を出すことができないで支払いができなくなる状態に陥っているわけです。こういうのを協定違反でなくして何なんでしょうか。攻める方も受ける方も同じ社長、村長という立場なので非常に複雑になっているのが奇怪なんですけども、社長として聞いたらいいのか、村長として聞いたらいいのか、この件に関しては村長という立場で答弁をしていただければと思います。

○委員長（久慈省悟君） アシスト社長。

○参考人（久慈修一君） 村長という立場ではお金を出して、そのお金をその運営に使っていただくという点では事業が、例えば温泉がストップしてしまった、あるいは職員の給与が支払えなかった、マルシェを閉めなくてはいけなかったことがない限りは、その中身については私は言えないと思います。ただ、社長の立場として言えば、事業を運営するためにはあらゆる資金を駆使して、その会社の中で資金の運用を図るという点でいくと、例えば900万が担保として支払われたということに対しては、例えば借りた資金に対して、事前にそれを事業を止めないという形で運用しているわけですから、それを補填する形で外部から資金を導入したという立場になると私は思っています。それが協定違反だということになると、それがどこで協定違反だ、ということになると条文等の解釈の問題もまた出てくると思いますので、その部分はこの場では即答は避けたいと思っています。以上です。

○議長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） あくまでも1,700万はアグリ事業を立ち上げるための補助金じゃないということを確認しないといけないんですよ。あくまでも温泉の経営に関する助成金という形で捉えてもらわないと困る。アシストが立派な一株式会社です。それがどのような事業を興そうと、関係ないとは言えないですけど、第3セクターですので議会が監視する権限はあります。でも、別の部門に対してお金を何でも使ってもいいということ



にはならないわけです。これは補助金という形であればどのような事業でもそうではないでしょうか。役場が各団体に対して補助金を与えるときに、その団体がもらったから何の事業に使ってもいいということをやれば、やはり役場からは返還命令が下ると思います。単純な話、そういうことだと私は思うわけです。1,700万はあくまでも温泉の経営に回すべきで、借金の形で返済してはいけない、ということをはっきりさせないと今後のこの事業はどこまでも解決できません。私はアグリビジネス事業で受けて赤字を出したのですから、会社の役員、これを決めた人たちが責任を持って800万円の短期借入れを早急に返済することを求めるわけです。

それからもう1つ言いますと、今回のアグリビジネス事業の最大の赤字の原因というのは人件費でしょ。過大なトマトの売り上げを見込んで、3,000万円近い売り上げを見込みながら、500万しか売り上げがなかったと。帳簿上の話で言いますと、アグリビジネス事業で売っている帳簿上は66万円しかないんですよ。あとの売り上げはどこにいったんですか。物産館に回してるでしょ。それでいて、仕入れはアグリビジネス事業になっています。売上金がアグリビジネス事業の収入に全くなっていないんですよ。最初からさじを投げて、赤字を物産館のほうに回してしまっているわけです。アグリビジネス事業の売り上げはいくらで、仕入れがいくらなのかははっきりさせないといけないと思いますけどこの2点についてお聞きします。

○委員長（久慈省悟君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時54分 再開

○委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 村長が休憩中資料が違うので合わないということでしたけども議会に提出した決算書の資料を見ますとアグリビジネス事業の販売売り上げ金が219万4,000円になっている。小田桐さんもいるんですけども、当初500万円の売り上げだと言っているわけですが、この差額ってどこから出てきたんですか。500万ってなっていない、219万しかない、決算書で。これはおたくさんたちがつくった決算書です、私が計算したわけでない。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

- 参考人（清水信幸君） 200何万というのはあくまでも外部に売ったということでマルシェの売り上げは入ってないです。以上です。
- 委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。
- 委員（坂本豊君） 残りの300万は物産館に売ったということですか。
- 委員長（久慈省悟君） はい。清水さん。
- 参考人（清水信幸君） そういうことになります。
- 委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。
- 委員（坂本豊君） ですから、私が先ほど言ったように、アグリの売り上げをなんで物産館にわざわざ付け足すのかということ、アグリはアグリの収入にして決算を出せばいいんじゃないですか、ということを指摘しているわけです。理由は何なんでしょうか。
- 委員長（久慈省悟君） アシスト社長。
- 参考人（久慈修一君） 私も部門別のものは最終で確認をした上で決算書を作成するよということに指示したことは記憶にあります。部門別の中で今議論になっている、同じ会社の中で、例えばアグリで仕入れたものを物産館に渡すわけですけども、物産館に渡すときに仕入れ伝票を整理しながらその仕入れ伝票に基づいて計算をしたものをアグリビジネスに決算のときは戻してます。戻した中で、決算がとられているものと私は、決算書みていただければいいですが、その部分でそういう処理をしながらアグリはアグリで部門別で決算をとってるというふうに私は解釈していますけども、何か今お話を聞きますと200万しかあがっていないというような話ですけども私の記憶では560万くらいでしたか、の記憶で私持っていますけども。ちょっとその数字に差があると思います。
- 委員長（久慈省悟君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時01分 再開

- 委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。  
アシスト社長。
- 参考人（久慈修一君） 統一された資料という形ではありませんで、内部資料を持っているということがございます。私自身その資料見当たらないので即答出来ませんが、そのあとに決算で220万ほどの販売収入あがってますけどもその数字があまりにも低いということで、これは操作したわけではありません。なぜかと理由を聞いたところが、

物産館で処理したものが入っていないということを言われました。それではその部分を仕入れ伝票を見ながら振り替えしてくださいということで指示して私の記憶では550万程度だったように思いますが、最終決算ではその決算数字に合わせたと私は思っています。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 実際、500万の売り上げというふうに小田桐さんは答弁しています。ですから、予算はいくら立てたのかと申しますとトマトの売り上げが3,000万円。そこから当然人件費も出てくるという計画でした。これが1つの放漫経営と言われる、今回の赤字の原因になっているわけです。ですから、こういうむちゃくちゃな計画を立てて社員を雇って、やるというのは間違いだと思うわけです。実際今回の事業で、冒頭に述べた事業の中で、すでに小田桐さん、三澤さん、名前を言って失礼ですけども、4人を社員として雇っています。そうしますと、トマトの売り上げがない時期でも10月から5月頃までずっと人件費を払っていかなければならないわけです。売り上げもないのに。普通、農協はこういうことはやらないで、パート賃金で対応しているわけですが、社員を抱え込んでしまったためににっちもさっちもいかない、社員にしてしまいますと簡単に解雇することも出来ないんです。非常に大きな問題になるわけです。こういうことを続けていっては毎年アシストに2,700万円以上の村税をつぎ込まないと維持できないわけです。アグリビジネス事業に1,000万円も補助金として捻出するお金があればトマトを栽培する農家の人達にハウスの建設費とか選果機の購入とかさまざまな補助金を出すことが出来ます。これ、毎年出せるんですよ。人件費で全部くわれてしまう、こういうやり方は改めないといけないし、800万円の返済のめども全く立たなくなってしまう。

ちなみに預金通帳を見てみますと、平成26年度の人件費と27年度の人件費を比較してみても、社会保険料だけで26年度は約27万円の支出でした。それが、27年度は社員が多数増えたために1ヵ月47万円も社会保険料だけで負担をしています。このビジネス事業本来の目的は、農家救済ではなく、社員の雇用であると言わざるを得ません。こういうことでよいのでしょうか。

たくさん全国の第3セクター破綻をした例があります。大鰐町でも60何億も赤字を抱えています。有名な夕張でもそうです。第3セクターはほとんど赤字で、今、下火になってきていますが、蓬田村のアシストというのは第3セクターではありますけど、

巨大な開発事業ではないので問題視されなかったんですが、今回のアグリビジネス事業に対して、村がどんどん際限もなく見通しのないまま補助金を温泉の管理委託料合わせて2,700万円近いお金を出すということは私は不可能であると思います。

いろんな細かいことをいくら質問してもらちがあきませんし、傍聴人もおりますのでここは村長に対しては小鹿委員も言いましたように、村からの税金の補填、これは絶対に許してはならないと思っています。先ほど述べたように役員の皆さんで借りて800万円を返済すべきだと思います。それで清算をするべきだと思います。税金の投入というのは考えられない、自分たちが自分たちで興した事業に対して責任を持つというのが株式会社の役員の立場ではないのでしょうか。それを村民に対して負担を負わせるということはまかりならんということです。

変な例え話で申し訳ありませんけれども、1,000万円近い赤字ですよ。アシストのビジネス事業の赤字補填のために職員が1軒ずつ回って1万円の寄付を集めてみてください。どういう結果になるのでしょうか。おそらく職員が言ったとしても1時間も説教されてくると思いますよ。私はそういうふうに感じていますので税金の投入というのはやらない、これはあくまでも役員の責任でやっていただきたい、それから雇用した社員というのは即座に解雇できないのでここは何らかの形で、アグリビジネス事業は来年度はきっぱり廃止してやめるという方向に持って行く必要があると思いますので社長の意見を伺います。

○委員長（久慈省悟君） アシスト社長。

○参考人（久慈修一君） 今、坂本委員から言われましたように会社の責任という形では、役員が責任をとってという話をされました。しかし、役員の皆さんには確かに説明をして同意を求めています。もう1つには役員の皆さんには報酬は支給しておりませんし、費用弁償程度は支払ってはおりますけども、そういう形の中で取締役としての責任を果たせというのも非常に心苦しいところがあります。その事業の性格というのは、冒頭申し上げましたように、やはり村の農政全般を見据えた政策でありまして、ただ単に儲けるために事業投資をした、という目的ではありません。村全体の農業の振興のあり方、あるいはこれから考えられる事業の展開、そういったことを考えて村としての誇りと言いますか、やはりそんなものに金を使って、と言われるかもしれませんが、村としてどういうふうな活性化を図るかということを考えれば、全くアシスト側に全部責任、村には一切責任ありませんという立場では、私はできないというふうに思っています。

したがって村からの税金の投入ということも当然考えていかなければならないもの、と私はそのように考えています。その分、坂本委員とは違うということになりますけども、私の立場とすれば二足のわらじで非常に心苦しい部分があるわけですが、続けるか続けないかは結論はまだ出しませんが、補助金の投入というのはしなければいけないだろうというふうに最近では思っています。

ただ職員に関しての問題でございますけども、職員を解雇するということに対しては、事業が廃止になればもちろん職員の解雇があります。でも事業が継続される場合、職員の解雇というのは不当解雇にあたりますので、それらは考えざるを得ない。ただその場合に残った職員がどういう事業の展開の中に組み入れるか、要するに会社の中でどういう職務を持つかということについてはその時点で考えていかなければならないことだというふうに考えております。

まだ具体的に今日こういう議論をした中でまだまだ改善すべき点はいっぱいございますので、そこを検討しながら、私自身だけで検討するわけではございません、会社の内部できちんと検討してこの問題に対処していきたいと思っておりますのでご理解のほどをお願いいたします。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 2点お聞きします。1つは専務にお聞きしますが、現金の取扱いのことについてお聞きします。アシストは温泉の収入、物産館の収入、食券の収入等が毎日あるわけです。その収入の現金の取扱いというのはどのようにしているのかお聞きしたいわけです。帳簿上は前の1回目の委員会でも言ったように売上金が全く帳簿に記載されていない、ということは月末以降でない現金がいくらあるのか帳簿上は把握できない状態にあるわけで、帳簿がないのに現金を合わせるというのはどのように合わせてきたのか、このことについてお聞きします。

あともう1点は、先ほど冒頭小鹿委員が質問したわけですが、アグリビジネス事業、農協がやらなかったから役場がやったという村長の説明でありました。これは当然記憶にあると思います。そこで私が言いたいのは、農協というのは米を売ったりトマトを買って売ったりするところではないんです。農家の皆さんはトマトを農協に売ってるわけじゃないでしょう。農家から直接買っているのは市場で競り落とす問屋さんなんです。農協は一切買ってはいない。米についてもそうです。米の卸問屋が買っても、農協が農家から米を買うということは一切ありません。農協の収入というのはあくまでも決められ

た手数料収入で事業をやっているところなんです。ところが、アグリビジネス事業はそうでないでしょう。農家から直接トマトを仕入れて販売しています。それも付加価値をつけて高く売ろうとしている。高く売って収益をあげようとしているわけです。アグリビジネス事業と農協の事業というのは全く異なるもので農協がやらなかったからやったという答弁というのは変な話ではないでしょうか。ましてやこのデフレ時代に付加価値をつけることはいいことかもしれませんが、ミニトマトの手間をかければかけるほど値段が上がります。パッケージを小さくしたものが1,000円、2,000円となっていてスーパーで1個100円で売っていれば当然100円のほうに私たちは手がいくかもわからない。お金がたくさんある人は2,000円もするパックを買うかもしれません。ですから手間をかけてやればやるほど庶民には手が届きにくい商品になってしまうのではないかと、いうふうに危惧するわけです。ですから、農家救済というのであれば、先ほども言ったように手間のかかるミニトマト、ベビーベビーなどは機械での選果が難しいと言われていました。これは農協の担当者から聞いた話です。普通のミニトマトは選果機を持って農家の人が選果しているそうです。でもベビーベビーについては手作業でやらざるを得ないというふうに聞いております。このように価格が上がると、どうしても売れなくなるのではないのでしょうか。それに生産そのものが難しいと言われております。手荒く扱うことが出来ない、そのために生産量が限られてくるということにもつながって、過大な3,000万という売上金に対して、500万しかないという、商品がないためにそれしか売り上げがないということなんではないのでしょうか。

村長にお聞きしたいのは、農協とビジネス事業をやっているアシストの商売の形態が全く違うものを同一視した考え方というのはどういうものなのか、最後にお聞きします。

○委員長（久慈省悟君） アシスト専務。

○参考人（清水信幸君） まず現金の取扱いですけれども、現在は日々マルシェの売り上げ、温泉の売り上げを温泉のほうに持ってきて集計します。それを毎日ではないですけれども一旦、銀行のほうに預けて、使う分そこから引き出すという、現在は形になっておりますが、その時点では、あったお金から小口で使うというのも、そうやって使っていた部分もあるんで、曖昧な部分が発生したと思います。それで最後に帳尻合わせるという形を取ってましたので、ずさんな結果になっていると思います。以上です。

○委員長（久慈省悟君） アシスト社長。

○参考人（久慈修一君） 坂本委員のほうから、農協がやらないから、というお話を伺い

ました。その理由も述べていただきました。その部分についてはすでに農協のほうから私も説明を受けています。農協は採れたものを出荷するんですけども、ベビーベビーに対しては商品化するのは非常に難しいということで、これは手を付けられないということで、要するにやらないというのと手を付けられないというのと同一かとは思いますが、それに対して、某有名タレントが来て、非常に評価が高いものを何とかして商品化できないかというのがスタートであります。たぶん村にはたくさんの活性化の素材があるとは思いますが、その素材というのは地元で1番、例えば簡単に言うと企業を誘致するとかそういった高度な活性化策の導入よりもハードルの低い、市場に参入する高齢者の方々がトマトを作って販売する、あるいは新規就農者が販売する、そういった参入するには非常に楽な産業であると私は考えたわけでございます。ただ、事業の展開の仕方の中で、かなり無理な部分があったということはこれは否めません。否定できません。ですので、これをどのようにすれば、地域の特産物として定着することができるかどうかというのが、私の行政の立場としての、村長としての立場の推進の仕方だと私は思っています。農協自体は違うと言われると、これはもちろんのことでございます。ただ、第3セクターとして、あるいは公社という、公社とはちょっと形態が違いますが、やはり村がそういうのを使って地域の活性化を図るという点では、やはりこの形態をなんとか続けたいというのが私の希望です。希望でありますけども、皆さんの議論した結果はよくないとなれば、やめざるを得ないかもしれません。そういったことで生産の、私たちが今出来るもっとも身近な活性化の方法というのは、今のこのトマトの方法と、もっとあるのかもしれませんが、そういった誰でも参入できるような産業、ということが私は見逃せない産業だと思っていますので、私の頭の中では、是非続けてこれを成功させたいものだというのが私の願いでもあります。商売というのは違うというふうにおっしゃいますけど、私たちの村の中の人材では、なかなかこれを達成してくれる、ノウハウを持った、ノウハウということは、要するにやり方だとか知識だとかそういったものを持った人材というのは手に入りません。でも、自分たちの身丈に合った事業展開をしていければ細々とながらでも続けることが出来るのではないかと考えています。以上、私の意見としてあげさせていただきます。以上です。

○委員長（久慈省悟君） 5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 清水専務にお聞きしますけども、今現在でなくて、当時の現金の取扱いについてずさんだということを言っているわけです。普通常識的に言えば、毎日売

り上げがいくら、支出がいくら、帳簿を付けて、現金の残高が出ますよね。その帳簿上の現金の残高と現金を突き合わせて、合っていれば初めて家に帰れるのではないのでしょうか。役場の出納室でも農協でももちろん金融機関もみんな一緒に、どうしてアシストはこのように現金がずさんなのか、私が心配しているのは、先ほど専務が小口をちょこっと、現金を引き出したとか、それを帳簿に付けてないでしょ。仮に、悪く言えば誰かに1枚抜かれてもわからないでしょ。わかるんですか。社員の誰かが来て現金を取り扱う人が売上金から一部抜いてもわかる状態になっているのでしょうか。ここをはっきりさせていただきたいと思います。

○委員長（久慈省悟君） 専務。

○参考人（清水信幸君） 現金をさわるのは、私と事務の女性のみになっておりますので、信頼の下やったとしか言いようがないです。以上です。

○委員長（久慈省悟君） ほかありませんか。委員長ではございますけども、私も2、3お聞きしたことがございますので、この席を副委員長の小鹿重一さんと替わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

---

午前11時24分 再開

○副委員長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

発言のある方。久慈省悟さん。

○委員（久慈省悟君） 私は、最高責任者であります村長に質問いたしますが、先ほど来からの答弁の中で、アシスト専務は経理がずさんだということを認めております。

そこで今後もこのような状況であるならば非常に議会も村民も行政も関わっている人全てが困るわけです。是非改善策を求められるわけですが、今後、最高責任者である村長はどのような改善策を講じていくのか、傍聴人の方もいらっしゃいますのでお聞かせ願いたいと思います。

○副委員長（小鹿重一君） 社長。

○参考人（久慈修一君） この件については、再三にわたって事務職の皆さんに、専務ならびに各部門長に指示をしているところであります。今年の4月5月になって決算書類がなかなか出てこないということで私も業を煮やしていたところがございますけれども、



そんな使えないソフトを使ってどうするんだということになりまして、誰か社員全員でやるというのではなくて特定の間人、あるいは事務員の方が使えるようなソフトを使うべきであって、それを米田税理士事務所と相談してやってみてくださいということで、まず指示をしました。

それから、もうひとつは事務のフロー、流れというのは私たち通常、私は会社勤めの経験はございませんけども、いろんな書籍等の知識で誠に申し訳ないんですけども、一般的には入金、出金、伝票処理から始まるわけですよ。坂本議員が言ったようにお金が入ったのを伝票処理でその日の日計表を付けて合わせて現金と合わせると、いうのが一番最初の作業なわけですし、それが日計表というもの。週ごとであれば週計表、月ごとは月計表という形になります。そういう作業が一連でなされていないというので作業のフロー図をきちんとやらなければいけないということで、現在、指示して、伝票だけはやってますけども日計のほうもそれで合わせているんですよ。

(はい、の声あり)

そこまではやっているわけです。ただ、肝心の法人会計のソフト、先ほども出ましたけども、月末にやったらできれば20日以内にそれをまとめるようにきちんと入力してくださいということを行っているわけです。ところが、入力するためには簿記の知識が必要になりました、その簿記の知識を持っている人間が少数だ、人数が少ないということから、どうしても遅れがちだということになってます。でもそれではだめだ、とにかくやらせなさい、間違ってもいいのでやらせて、あとで伝票見ながら修正しなさいということで指示をしているところであります。今回もまた遅れて、正直に申し上げますけども中間決算の部門を11月、12月から早く出せと言っているんですけどもまだ出せないでいる状況ではあります。でも1月の中旬までにはがんばれということでやっています。そうした一連の事務の流れをやっぱり紙に書いてやらないと無理かなというふうに思っています、そういうふうに進めるということで話をしています。私自身も紙に書かないといけないのかなというふうに思っています。以上です。

○副委員長（小鹿重一君） 久慈省悟さん。

○委員人（久慈省悟君） 先ほど来からの坂本委員からの質問にもありましたけども、今、村長も答弁しましたが、先にもそのこと答弁なさっております。そして、今現在、百条委員会が開催されているわけですが、この委員会もいつまでも設置しているわけにもいきません。時がくれば解散もいたします。しかしながら、社長の指示があっても現在の

ような状況がございますので、委員会解散後もやはり我々議会議員がアシストの経理云々というのに関してはチェックできるようなそういう体質でなければならない。私はこのように思いますが、今後も解散後もチェックできる、そのような時には速やかにアシスト側で求めたものに対しては提出する、そういうお気持ちでいらっしゃるかどうか、そこを確認しておきたい、このように思います。

○副委員長（小鹿重一君） 社長。

○参考人（久慈修一君） 委員会解散後も議会の関与ということでチェックしたいということで、そういう体制をとれないかということでもあります。そういう場合でも速やかに求められたものについて協力できないかということの質問だと私は解釈しました。

地方自治法上は、やはり、委員会制度というのが非常に使われてまして、委員会の中では調査権もありますし、捜査権は百条委員会以外はないんですけども、捜査というか告発権とかいろいろ百条委員会はそういう権限を持っています、恐怖の委員会というわけですけども。でも、その他の委員の活動の中で委員会活動をする中で我々は求められればいつでも協力する立場にいないといけない。これは第3セクターとして村が100%近い出資をしてる会社としては当然協力していかなければいけない。今回の委員会に対しましても部長ならびに専務に対しては隠すことなく一切を全部出すようにということで私からは指示をしてきたところですよ。私どもとしては、誠実に皆さん仕事をしてきたわけですから、間違いと刑罰を受けるようなそういうものとは別というふうに考えてまして、今後もそういったことがないように議会の監視ということも必要かと私思っていますので、委員がおっしゃることに対しては協力してまいりたいと思っています。以上です。

○副委員長（小鹿重一君） 久慈省悟さん。

○委員（久慈省悟君） 社長、どうもありがとうございます。百条委員会を立ち上げたのは昨年の6月になりますが、その6月議会会期中で私の一般質問の中で、1月に最初に800万円を借りたということ、私も急ぎよ知らされて、不思議に思い、一般質問を村長に対してしたわけですね。当時1月に借りたときには時間がなかったもので役員の皆さんにはご相談をかけることが出来なかった、村長はこのように答弁しております。

しかし、私が疑問に思うのは、社長はイコール村長でございますけれども、その前は私たちと同じ議員という立場でございました。その議員時代に、会社法とは何か、株主と従業員の関係、とかそういうものを私たち議員のテーブルの上にあげておいたわけですよ。ですから、なかなか法律にも長けているなと私はそう思っていました。私たち

がインターネットで調べればそれは出てくるかも知りませんが、でも思いもつかないところにそのように調べて我々に勉強させてくれたと。そういう意味ではすごいんだなとそう思ってましたけど、そのような会社法は何か、そういうのを私たちに教えてくださったあなたが役員にも相談もかけずに800万の借入れを行うという、そういうレベルではないんじゃないのかなと思ったわけですね。しかもその800万円に対して個人が保証人となっています。そういう意味では800万円借入れに対しては議会のあなた方には何の報告もする必要がないと思っておりますというはっきりした答弁もおっしゃったわけです。議会が関与していない以上、いくら村長という立場で、行政の事業ですから赤字は行政が負担すべきだといくら首長の立場でそのことをおっしゃっても、村民はその赤字をしょうがない、我々かぶりましょう、と当初予算にかぶせて納得いくでしょうか。私はその辺は納得いかない、とそう思っています。そして、私たちが議員という立場で選挙をやって挨拶回り、選挙が始まればやっているわけですが、昨年の春、私たちの選挙が行われてもそのときは浮上してなかったわけですね、この問題はね。しかし、夏場あたりでも顔を合わせれば、少数でしたが、有権者の皆さんはその借金を私たちに負わせるのということにあなたたちはそれに賛成するのかという声が大きかったです。やはり行政が関与していないということは、確実に言えるわけで、その尻ぬぐいを誰が負うべきか、それは今ここで回答は出ないかもしれない。しかし、村長自らがそういう借入れを行った責任と役員という方々もいますから、とりあえずは皆さんでご相談をして矛先をしっかりと決めた方がよいと思いますが、それに対して、社長という立場からどのような考えでいらっしゃるか改めてお聞きしたいと思います。

○副委員長（小鹿重一君） 社長。

○参考人（久慈修一君） 私としても非常に遺憾な結果ということでまず冒頭皆さまには謝っておかなければいけません。でもこの事業、赤字にならないようにということで地方創生やら何やら使える資金というものは投入したというふうに思っています。ただ事業実施にあたって、計画管理、あるいは予算管理がうまくいかなかったということから赤字になったということは痛切に責任を感じているところなんでございますけれども、やはり会社としての管理運営の仕方というのが一番の問題で、アグリ事業だけの問題でなくて、先ほど以来、質問をいただいたように資金の管理だとかそういった部分についても非常にずさんであったというふうには私も思っております。

ただ、先ほども坂本委員の質問の中で答弁しましたように、最初から例えば農協あた

りでも利益を出すようにではなくて赤字を出さないためには農協自身が着手することはできないというのが農協の立場でございますけども、事業を進めるという立場ではやはり村が資金を出しながらでも、この事業を進めないと将来の展望が開けてこないという私は思いでありまして、役員とその赤字の部分について、会社としての役員との責任を求めるとことはもちろんでございますけども、事業を推進してほしいという村側の立場というものをもっともっと私は考えて責任を取らなければいけないだろうというふうに思っています。

ただ、個人保証につきましては私自身も本当はやりたいものではありません。けしてやりたいものではありません。私が保証して何かあったときに、私が保証してもらえるかと言ったら、それはありません。私自身は腹をくくってやってるわけですけども、でも会社が続かない限り、やはり雇用の問題だとか産業振興の問題だとかそういった問題を考えると温泉でも何でも継続せざるを得ないという結論であります。

なぜ、役員会にかけてからやれなかったかというのは、これは事前に皆さまにもお話しているとおりでありまして、1週間しかなかったと。休みをはさんで1週間ですので実質資金ショートするまでにすごく時間が短かったために、とてもそれをやって銀行との話し合いをするということができなかった、時間がなかったということで事後承諾になりました。そういう経緯がございますのでその部分はまた改めてご理解のほどをお願い申し上げたい。ただ最後に私としても言いたいのは、地域振興とは何なんだろうと。最初から黒字になるのがわかっていたら民間のほうでやってくれるんだろうと私も思っています。でも行政がその立場にたってやらざるを得ないことはやろうということで1、2年と実際にやった期間の中で赤字を作ったわけでございますけども、やはり今後それが新規就農者なり、トマト産業に対して大きな影響を与えて、蓬田村のトマトというのが起爆剤となって加工品が6次産業化までいってほしいというのが私の願いでありますので、なんとかその辺を加味しながら継続させてもらいたいというのが私の再三にわたるお願いでございます。以上でございます。

○副委員長（小鹿重一君） 久慈省悟さん。

○委員（久慈省悟君） 一番最初に、社長が村長という立場ですから、申し訳ありませんが村長という言い方で呼ばさせていただきますが、月に1度蓬田村では行政からの申し送りとか連絡事項があるといけないということで自主的に議員が集まっております。その日に村長はこの事業を推進していきたいということで我々にお問い合わせに来たのを村長もわ

かっていると記憶はあると思います。しかし、1人の議員が反対し、さらにはその反対した意見に私もそう思うと賛同した議員もおります。事業に突入してしまう前に最終責任は私にありますと、はっきり村長はそのときにおっしゃっております。今となつてはそういうことを申し上げても仕方ございませんけども、ではなぜこのように赤字体質に転じてしまったのか、考えれば簡単なんですよ。マルシェに、名前出して申し訳ありませんけども、皆さんもマルシェに買い物に行った人はみてわかっている方もいると思いますが、短髪の私みたいにひよろつとした人が在駐しているのを見たことがあると思いますが、こういう人がマルシェの経営に、村長は当時、経営コンサルタントの意見を聞いて改善していきたいという私たちに説明をしたわけです。経営コンサルタントなわけですから、店の配置や中の模様替え、さまざまな状況を指摘し、改善する、それが経営コンサルタントだと思うんですけども、そういう方の意見を聞いてそのような改善策がとられたわけですね。行った人はわかっているとおり、喫茶部分がなかったのを喫茶部分を作りました。そして、外のところにはラウンジみたいな感じでテーブルも置いて、景観が良くなったなど私も行って見てそう思いました。しかし、その経営コンサルタントの人間をいつの間にか通年で雇ってしまっている。それが何にもならない人件費がかかりすぎてしまっているというのが実際言えるわけです。そうした人員を整理していかない限りアグリ事業は黒字に転じない、というのは関係者は皆さん気がついていると思います。勇気を持って、村長イコール社長、社長イコール村長、そういう立場であるんですから、そういうのを整理していかないと黒字には来年度になってまたやっても同じ結果になると思います。なぜなら、ベビーベビーという商品はシビアな皮薄のトマトで野菜というより果物というイメージが強いです。ですから手作業で行わなければならない。機械のラインを通して箱に詰めていくとか、そういう作業では到底出荷できないようなシビアな商品なわけですね。ですからいっぱい売ることもしないで売り上げもそこそこですし、ましてや利益となればものすごく小さくなると思います。ですから、勇気を持って村長イコール社長は、そういう方をどうにかしていかなければならない。私はそう思いますが、その立場にあるあなたは今後そういうことに対してどのように考えているのかお聞かせ願いたい。

○副委員長（小鹿重一君） 社長。

○参考人（久慈修一君） 百条委員会ということで、大変失礼ながら、そこまで求められるということは私自身も苦しい立場であります。実は全く原稿も用意してきませんし、

自分が考えている頭の中で答弁するしかないわけございますので、今日言ったことが、全て委員会の場でございますので責任ある立場で答えなければいけません。非常に、具体的な答えを言うというのがつらいのでございますけども、1つにはこういうことがあります。アグリ事業の展開の中にやはり農業振興ということを考えてときに農協の現在の体制の中では、いわゆる蓬田に特化した高収益作目という形で栽培を振興していくという立場のものが、指導とかそういったものは出来ないようであります。販売という形であれば、一般のルートにのせて販売出来るようでございますけども、いろいろな形で、現在は玉ねぎだとかそういったものの農業振興を図らないといけない立場であります。組織上の問題なわけですね、お互いに。そういった問題で指導することも出来ない、何も出来ないとなれば、役場の職員がやるのか、ということになると、農業振興もおぼつかない、小さな村ではございますけれども、やはり何かを持って自分たちの自慢できるもの、あるいは生活できるような、経済基盤を築くような産業、そういったものをおこすものが私たちの目標なわけです。結局それも赤字になった、これも赤字になった、人件費がかかるからだめだ、あれもだめだ、とやっていたら必然的に経営という考え方からいくとそれは出来ません。できませんけども、それをできるだけ続けていってものにするという考え方をしていかないと、ものは立ち上がってこないだろうというふうに私は考えています。もちろん、一番いい例がこれは同じ規模ということではありませんけども、当然、蓬田紳装の場合もそうであります。最初から莫大な負債を背負いながらやってきた経緯があります。それだから許されるということではありません。でも、やはり行政が産業振興をどう図るか、どこの、誰を使って、どのようにやるかということを決めていかなければいけないんだなというふうには思います。

そういった点で今日、その後も関与しながらということでございますので、蓬田アシスト株式会社というものの活用の方法これらをと含めて、議員の皆さまにも説明をして、どういう方法が望ましいのかということを議論していただければ、と私はそう思います。

その中で、ベビーベビー、村のせつかく投入した資金、と言えは変な話になりますけど、投入してある程度やったものをその場で捨ててしまうのかという議論もしていかなければならないものだというふうに思いますので、ここでは結論を出せませんが、今後も話し合いさせていただきたい、このように思います。以上でございます。

○副委員長（小鹿重一君） 久慈省悟さん。

○委員（久慈省悟君） 社長、どうもありがとうございます。

最後に議会議事堂にいらっしゃる全ての方にご報告しておきますが、5年も6年も前になりますが、国の総務省のほうだったと思います。夕張が破綻したときに、国では第3セクターへ投資しすぎて、本体が窮地に追い込まれても国では責任を負いませんよ、とそういうお達しが来ています。ですから、我が村の金額というのは行政で言えば微々たるものものです。しかし、大鰐町でもアウガでもやはり第3セクターに多額の金額を投入した結果があのような状況になっていますから、国でそういうお達しがあったということは行政職員だった村長もわかっていらっしゃると思います。それをとりあえず皆さんに報告という形でございますけども教えておきたい。私は最後にそのことを申し上げて今日の質問を終わります。

○副委員長（小鹿重一君） それでは、委員長と交替します。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午前11時50分 再開

○委員長（久慈省悟君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

他に委員の方で質問ございますか。5番坂本豊さん。

○委員（坂本豊君） 最後に、村長がベビーベビーについて非常にこだわっております。

東京市場では、東京近郊でこのミニトマトの栽培が非常に盛んだというふうに聞いております。ある東京の知人からもベビーベビーなどが大量に入荷になっているよ、と言われていました。

議会が昨年6月視察をしたとき、愛知県に行きましたけれども、ガラス張りのハウス6棟ぐらいを個人で補助金もなしに建てていて栽培をしているところへ何か所か訪問させていただいたのを見ましても、1年12カ月のうち休むのは1カ月であとの11カ月は生産をしているというところで我が蓬田村のこの冬場の天候とは全く違うところで栽培が盛んに行われているわけです。そういうところと寒冷地の蓬田で対抗するというのはなかなか難しいのでこのベビーベビーは蓬田村の特産品であるという考えは私は間違いではないかなと思っております。

小田桐さんにお聞きしますけど、小田桐さんもトマト農家ですので、このことについてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（久慈省悟君） 小田桐克さん。

○参考人（小田桐克君） 私は、自らおとしの12月にこの事業を提案しまして、立ち上げたわけですが、途中外れましたけども実際事業として行っているのは2シーズンなのでまだ結果が出ていない状態だと思っています。こういった新しいビジネスモデルを構築していくためにはやはり時間が必要だと考えています。ただ、このビジネスモデルが本当に儲かるビジネスモデルであるかどうかということについてはある程度の時期で判断は必要だと思っています。ただ、ベビーベビーについて非常にポテンシャルのある、東京近郊の産地と比べても蓬田村のトマトは負けないというような自信はあります。気候であるとか、トマトの品種だけでは語られない良さというのはこの蓬田のトマトにはあると思っていますので、トマト自体には確実に力があるのは間違いないという自信がありますが、このビジネスモデルがやっていくべきかどうかということについてはもう少し時間が必要かなというふうに考えています。

○委員長（久慈省悟君） ほかにお尋ねございませんか。

質問がないようですから、参考人の意見は終わります。参考人の皆さん、ご苦労さまでした。

なお、参考人を呼び出しての委員会は今回限りで終わります。

以上で、本日の日程はつつがなく終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。どうも皆さん、ご苦労さまでした。

午前11時54分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 1月30日

よもぎたアシスト株式会社に関する特別調査委員会委員長